

グループ法人税制の概要

東京メトロポリタン税理士法人
税理士 大野 嘉彦

グループ法人税制は、**100%**資本関係のある法人グループを一体の法人とみなして課税が行われる制度です。親会社と **100%**子会社の関係だけでなく、また、株式の直接保有・間接保有に関係なく、完全支配関係のある法人すべてがグループ法人税制の対象となります。

この制度は、法人の資本金の額に関係なく適用される制度なので、中小企業にも影響するケースがあります。特に、同族会社を複数所有されているオーナーさんは注意が必要になります。

では、グループ法人税制の対象となった法人には、どのような課税が行われ、どのような点に注意をすればよいのでしょうか。

●メリット

この制度の大きなメリットは、グループ内での資産や資金の移転を課税なしに行うことができることです。そのため、効率的に事業用資産の配置をしたり、資金の移転をすることができると考えられます。

グループ法人間で行った一定の取引に対し、会計上では譲渡損益を認識するものの、法人税法上では申告調整を行います。つまり、グループ外に資産が譲渡されるまで、損益が認識されないことになります。

●デメリット

唯一資本金の額が関係するものとして、資本金が 5 億円以上の大法人の 100%子法人について、中小企業特例の適用が受けられなくなることがあげられます。該当した場合、法人税の軽減税率を適用できなくなり、交際費などについても全額損金にならなくなります。資本金 5 億円以上の法人の 100%子法人は、零細企業と同様とはいえないとの観点から、軽減税率など中小企業特例の適用を制限する見通しとなっています。

また、メリットとして考えられる、グループ法人間で行った一定の取引において、会計上譲渡損失が生じて、法人税法上は損金とならないため、資産譲渡による節税メリットがなくなってしまうとも考えられます。

その他、親会社が保有する子会社の株式を子会社に買い取らせ、受取配当等の益金不算入規定を活用して、株式譲渡損失のみを実現させるという節税スキームが使えないことになるなど、税金を考えた上ではデメリットが目立つ制度ともいえます。

●注意点 1

同一の株主（個人も含む）が複数の法人を完全に支配している場合、その法人間の取引についても適用されます。 しかも「同一の株主」には、同族関係者も含まれます。

つまり、個人と特殊の関係のある個人（株主等の親族など）も含まれることになりま
す（法人税法施行令 4 条 1 項）。また、個人の範囲には海外に居住している非居住者も
含まれることとなります。

●注意点 2

連結納税は任意ですが、このグループ法人税制は強制適用であるということです。 法
人の資本金の金額に関係なく適用されますので、該当する法人間の下記取引については、
事前に確認が必要になるかと思われます。

1. グループ内取引にかかる税制

(1) 100%グループ内の法人間の資産の譲渡取引等

100%グループ内法人間で一定の資産※を移転したことにより生ずる譲渡損益は、
その資産のそのグループ外への移転等の時に、その移転を行った法人において計上
することになりました。

※一定の資産（譲渡損益の繰延べの対象となる資産）

固定資産、土地、有価証券、金銭債権、繰延資産（売買目的有価証券、簿価 1,000
万円未満の資産、棚卸資産を除く）

(2) 100%グループ内の法人間の寄附

100%グループ内法人間の寄附金については、支出法人において全額損金不算入
とするとともに、受領法人は全額益金不算入とします。

(3) 100%グループ内の法人間の資本関連取引

①100%グループ内法人間で現物配当（みなし配当を含む）を行った場合、譲渡損
益の計上を繰り延べる。この場合、源泉徴収等を行わないこととなります。

②100%グループ内の内国法人からの受取配当については、全額益金不算入とし、
負債利子控除を適用しないこととなります。

③100%グループ子法人の株式を親法人に譲渡する等の場合には、その譲渡損益を
計上しないこととなります。

2. 中小企業向け特例措置の大法人の 100%子法人に対する適用

資本金の額が 1 億円以下の法人に係る次の制度については、資本金の額が 5 億円以上の法人※の 100%子法人には適用しないことになります。

- (1) 軽減税率（現在、800 万円以下の所得について、18%）
- (2) 留保金課税の不適用
- (3) 貸倒引当金の法定繰入率
- (4) 交際費等の損金不算入制度における定額控除制度（現在、年 600 万円）
- (5) 欠損金の繰戻しによる還付制度

※資本金 5 億円の判定基準

親会社が内国法人の場合、子会社の事業年度末の親会社の資本金の額で判定します。また、この制度は親会社が外国の法人であっても適用されます。したがって、外国法人の資本金に相当する金額を子会社の事業年度末為替レートで換算して 5 億円を超える場合、この制度が適用されると考えられます。

3. 適用時期

この制度の適用時期としては、取引ごとに適用時期が異なります。上記 2 の中小企業向け特例措置の制限、及び上記 1 (3) ②のグループ内の法人からの受取配当について全額益金不算入制度を適用する措置は、平成 22 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用されます。

その他については平成 22 年 10 月 1 日以後の取引から適用されることとなりますので、10 月 1 日以降に資産を譲渡した場合には、譲渡先が同族関係者かなど注意が必要になります。